本格運行までの道のり



地域のみなさま中心の取り組み

期間の目安

支援内容

事前相談

市役所へ地域の課題を相談します

【Step0 へ進む要件】

検討組織(5 名以上)を 立ち上げます



●活動の方向性を アドバイスします

Step 0

【Step1 へ進む要件】

地域交通の確保が課題であることを みなさまで確認します

地域の課題を話し合います



3~6ヶ月 程度

●まちづくりアドバイ ザーの派遣等により、 勉強会や意見交換等 のお手伝いをします

> まちづくり支援 専門家派遣制度等

(地域での話し合い)

Step 1

運行計画策定

【Step2 へ進む要件】

目標収支率を踏まえた運行計画を 策定し、併せて収支改善に向けた 利用促進策も検討します

地域特性に応じた案を検討します



(ルート・時刻表等の作成)

6ヶ月~

1年程度

- ●専門家(コンサルタン ト)を派遣します
 - ●運行計画策定のお手伝 いをします
 - ●国、他関係者との調整 を行います

Step 2,3

課題を把握し改善策を検討します

【Step4 へ進む要件】 Stepに応じた目標の達成状況を確認 目標達成に向けた収支改善策を 検討し運行計画を見直します

1~2年 程度

●運営計画の見直しのお 手伝いをします

●検討組織に対し、運行 にかかる経費を一部補 助します

(アンケートによる見直し)

Step 4

【Step5 へ進む要件】

収支を踏まえた持続可能な 運行計画を策定します



1年程度

●持続可能性の検証のお 手伝いをします

- ●利用促進 P R のお手伝 いをします
- ●検討組織に対し、運行 にかかる経費を一部補 助します

地域で積極的に利用し運営します

Step 5



継続して 運行

●運営への助言等を行い ます

●運営組織に対し、運行 にかかる経費を一部補 助します

みんなで育てる 地域交通



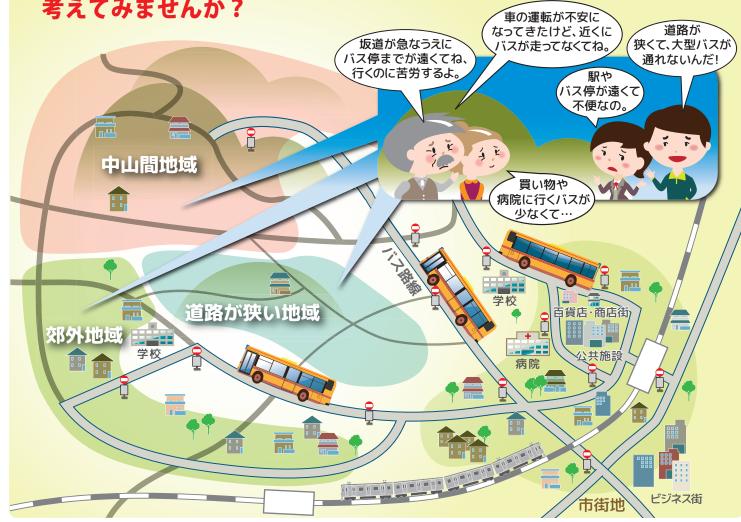
地域の足の確保に向けた取り組みを 支援します!

基本的な考え方:地域のみなさまが中心

持続可能な地域の足の確保に向け、地域のことを最も理解して いる「地域のみなさま」が中心となって取り組んでいくことが重要です。 みなさまで地域交通を「つくる」ことで愛着がわき、運営に関 わり「守り」「育てる」ことで持続可能な運行につながります。







公共交通のサービスレベルが低い地域等において、通勤・通学・通院・買物等市民の日常生活 に必要不可欠な目的のために運行する、既存の公共交通を補完する交通手段をいいます。

都市整備局 総合交通政策部 地域交通推進課 仙台市 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

TEL:022-214-8359 FAX:022-211-0017

ホームページ: https://www.city.sendai.jp/kokyo/norinori.html

三者協働

①課題把握·合意形成

- ·検討組織(5名以上) の立ち上げ
- ・地域で話し合い・ 意識調査

2運行計画の作成

・運営組織の立ち上げ 利用促進の取り組み

❸運営・利用促進

・ルート・停留所位置等の検討 ・ 運行事業者の選定・ 見積り依頼

運行事業者 仙台市 ●地域密着の取り組み ●技術的・財政的な 三者 ・地域ニーズに合った 支援 検討会への参加、 ・地域社会への貢献 協働 専門家派遣 運行にかかる経費の 2安全・安心な運行 一部補助 ・安全で信頼される 2関係者との調整 協力 ・経費削減の努力 国、道路·交通管理者 等との調整 バス・タクシー事業者 との調整

支援対象者

提案

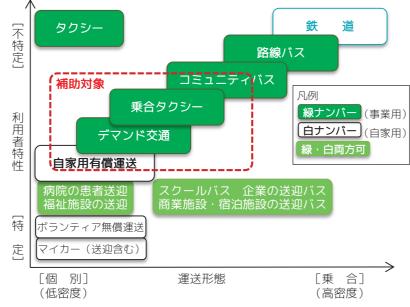
運行

5名以上で構成され、町内会や商店会等の地域団体または交通検討会等、地域の足の確保のために組織 された団体が支援を受ける対象となります。

補助対象の地域交通の例

ワゴンタイプやセダンタイプ等、比較的小 さな車両を使用して、不特定の方が「乗り合 って」「有償で」運行される乗合タクシーや、 事前予約が必要なデマンド交通等が補助金 を受ける対象となります。





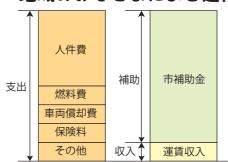
支援1:運行計画策定の支援(技術的支援)

地域のみなさまによる、ルート・停留所位置・時刻表・運賃等の検討において、仙台市が 検討会に参加することはもとより、専門家(コンサルタント)を派遣し、専門的な助言や技 術的な支援を行います。

- ◎路線・区域・運行時刻等において路線バスと実質的に競合することのないよう配慮する必 要があります。
- ◎目標収支率を踏まえた運行計画を検討し、併せて資金計画も策定する必要があります。

うる 支援 2: 運行経費の一部補助(財政的支援)

地域のみなさまによる運行にかかる経費の一部に対し、補助金を交付します。



		Step2	Step3	Step4	Step5
		試験運行I	試験運行Ⅱ	実証運行	本格運行
目標 収支率	人口集中地区	10%	15%	20%	20%
	上記以外	5%	7.5%	10%	10%
1回の運行期間		1~12ヶ月	6~12ヶ月	6~12ヶ月	
試験運行等の実施可能回数		最大3回	最大2回	1回のみ	

運行にかかる経費

〔収支率=収入÷支出〕

- ◎運賃収入のみで目標収支率に至らない場合は、その他の収入(協賛金や寄付金、利用登録料 等)を補填することにより、収入を確保することができます。余剰となったその他の収入は、基 金として積立もできます。
- ◎試験運行や実証運行は、あわせて最大5回かつ通算3年間まで実施できます。
- ◎1 運行あたりの平均輸送人員が 1.2 人を下回る状態が 3 年継続した場合、その翌年度以降の 補助金の交付を取りやめます。(運行継続条件)
- ◎人口集中地区とは、国勢調査において一定程度人口を有する人口密度の高い地域のことです。 詳しくはお問合せください。
- ◎運賃収入には、「支援3:高齢者等割引運賃への補助」を含みます。

支援 3:高齢者等割引運賃への補助(利用促進策への支援)

70歳以上の高齢者や障害者等に割引運賃(元気乗り乗り割引)を設けた場合、 運賃収入の減収(正規運賃との差額)に対し、補助金※を交付します。

※乗車1回あたりの補助限度額 =(正規運賃-

100円 or の高い額) 正規運賃の2割

等



100円 だよ。

はい、

下記の身分証明書・障害者手帳等を 運転手に提示すると、

100円が運賃の2割の、いずれか高い金額で乗車できます。

割引対象	高 齢 者	障害者等
証明書等	●年齢 70 歳以上であることが分かる顔写真付きの身分証明書 (マイナンバーカード、運転経歴 証明書等) ●敬老乗車証	●身体障害者手帳●療育手帳●精神障害者保健福祉手帳●仙台市障害者き章又はき章証票●ふれあい乗車証